



きむらの最近

ふじ社会保険労務士事務所 社労士の木村藤子です。
新年あけましておめでとうございます。
当事務所は開業5周年を迎えました。はやっ！というのが正直な気持ちです。
還暦を過ぎてからの開業でしたが、多くの方のご支援とご縁に恵まれ
ここまでくることができました。
これからも「いきいきとわくわく」があふれる社会をつくっていけるよう
誠心誠意努めてまいります。
引き続きよろしくお願いいたします。



労働基準法改正案、26年の通常国会提出見送りへ

厚生労働省が2026年の通常国会提出を念頭に置いていた労働基準法改正案について、提出を見送る方針を固めたことが12月23日にわかりました。高市早苗首相による「心身の健康維持と従業者の選択を前提にした労働時間規制の緩和検討」の指示を踏まえたとみられます。

厚労省の労働政策審議会の分科会は昨年1月から法改正に向けて議論。14日以上の連続勤務の禁止や、勤務間インターバル制度の導入を促すための法規制強化の検討などを提言した同省の有識者研究会の報告書は夏前にはできていました。

10月に就任した高市首相の指示に対しては、労働者側から反対意見が出ているものの、事業主の立場でみれば実現可能かどうかと思われる内容もありました。労働時間規制をすれば働きやすくなるとは限らないですし、中には「もっと働きたい」という労働者や「働いてもらえないと困る」事業主さんもおられます。さらなる議論が必要と判断されとすれば社労士としては正直ありがたい気持ちもあります。

本当は今月、法改正の内容をお知らせしようと資料を作成していたのですが、お披露目できませんでした ((; ω ;)ウッ…

協会けんぽの電子申請開始について

1月13日から協会けんぽでの一部手続きがマイナンバーを利用した電子申請が可能となります。これまでの社会保険手続きの多くは、会社が従業員さんの情報をまとめて申請していました。

しかし、今回の「傷病手当金」や「出産手当金」などの現金給付の電子申請は、従業員さん本人が自分のマイナンバーカードを使って行うこと（本人申請）が基本となると想定されます。

これを会社が代わりに行うことはできないということですが、採用時や退職時の手続きは従来とおり会社さんの手続きが必要となります。

社労士が従業員さんから受託する場合には個別に「委任状」が必要となるとのことです。

4月から始まる子ども・子育て支援金制度と 給与から控除することとなる支援金について



本年4月から、企業において健康保険に加入している人は、新たに「子ども・子育て支援金」を負担することになります。その支援金は給与支給時に、健康保険料と合わせて控除されることになります。

控除する金額の計算の基となる子ども・子育て支援金率は、個別に設定され、今年度の率は今後、具体的に決定されます。

従業員さんの給与から支援金を控除することになりため、給与計算においても大きな影響が出てきます。まずは制度を押さえつつ、今後決定される子ども・子育て支援金率についても確認していく必要があります。